

№. 45

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
東栄町	建設課	0536-76-1813	直通	0536-76-1428
住 所	〒449-0292 北設楽郡東栄町本郷字上前畑25		担当者氏名	小野 匠
U R L	http://www.town.toei.aichi.jp		E-mail	kensetsu@town.toei.lg.jp

(1) 【 補助金額 】 (単位：円)

人槽区分	設置限度額	特定地域	みなし浄化槽又はくみ取り便所の撤去限度額
5人槽	444,000	—	90,000
7人槽	486,000	—	
10人槽	583,000	—	

(2) 【 令和4年度の補助計画基数 】 (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
2	3						5

前年度実績基数（5基）

(3) 【 補助対象地域 】

特定環境保全公共下水道整備地域及び予定地域並びに農業集落排水事業地域及び予定地域を除く地域

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

- ①住宅（主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建築物）を設置しようとする者
- ②処理対象人数10人以下の浄化槽を設置しようとする者
 - ※補助対象浄化槽は次のいずれにも適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録してある未使用のものをいう
 - ア生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上であり、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下及び放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総りん濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するものであること
 - イ別表に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること
 - ウ合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること

別表 環境配慮型浄化槽の性能要件

環境配慮型浄化槽とは、浄化槽の消費電力が以下の表の消費電力基準以下であること

表 消費電力の基準（通常型、BOD10mg/ℓ以下、りん除去型）

(単位 W)

人 槽	通常型	BOD10mg/ℓ以下	りん除去型
5 人 槽	39	53	83
7 人 槽	55	75	90
n (10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅を建築する者
- ④既に補助金が交付されている者
- ⑤町税等を滞納している者
- ⑥町内に住所を有しない者
- ⑦既設の浄化槽を廃止し、新たな浄化槽を設置する者
- ⑧建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を要する工事に伴い、浄化槽を設置する者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②配置図及び排水経路図
- ③設置場所の案内図
- ④住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤浄化槽設置工事見積書、契約書の写し

- ⑥一般社団法人全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
 - ⑦浄化槽設備士免状の写し及び公布日が昭和62年度以前の者は施工技術特別講習修了書の写し
 - ⑧全浄協の登録制度による登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
 - ⑨設置する浄化槽の維持管理を適正に実施する旨の浄化槽法定検査等実施誓約書
 - ⑩公共下水道事業及び農業集落排水事業が計画された場合の下水道接続誓約書
 - ⑪みなし浄化槽から転換する場合は、浄化槽法定検査結果書の写し、保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し又は既存みなし浄化槽の写真のうち、いずれかひとつ
 - ⑫くみ取り便屋から転換する場合は、清掃実施記録の写し又は既存くみ取り便屋の写真のうち、いずれかひとつ
 - ⑬納税証明書
 - ⑭その他町長が必要と認める書類
- ※既存のみなし浄化槽、くみ取り便屋の撤去をする者が補助金の交付を受けようとするとき
- ①～⑭
 - ⑮既存のみなし浄化槽又はくみ取り便屋の最終清掃実施記録の写し
 - ⑯浄化槽設置工事見積書（撤去費の内訳がわかるもの）

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③施工の写真
- ④浄化槽法定検査契約書の写し
- ⑤浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ⑥浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑦出来形位置図及び排水系路図
- ⑧浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨既存みなし浄化槽を廃止した場合は、浄化槽廃止届の写し
- ⑩その他町長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

みなし浄化槽又はくみ取り便屋から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください